定する金融関係法人部分課税対象金額に相当する金額につき同項の規定の適用を受けた場合に」に、「又は当該部分課税対象金額」を「、当該部分課税対象金額又は当該金融関係法人部分課税対象金額」に、「又は個別部分課税対象金額」を「、個別部分課税対象金額又は個別金融関係法人部分課税対象金額」に改め、同条第三項中「連結法人が」を「連結法人（前項の内国法人を含む。以下この項において同じ。）が」に、「特定外国法人」を「外国関係法人」に、「又は同条第四項」を「、同条第六項」に、「場合に」を「場合又は同条第八項の規定の適用に係る外国関係法人の個別金融関係法人部分課税対象金額に相当する金額につき同項の規定の適用を受ける場合に」に改め、同条に次の四項を加える。

4　特殊関係株主等である連結法人が、前条第一項、第六項又は第八項の規定の適用を受ける場合には、当該連結法人に係る外国関係法人に対して課される所得税の額（附帯税（国税通則法第二条第四号に規定する附帯税をいう。以下この項において同じ。）の額を除く。）及び法人税の額（附帯税の額を除く。）（次項において「所得税等の額」という。）のうち、当該外国関係法人の個別課税対象金額に対応するものとして政令で定めるところにより計算した金額に相当する金額、当該外国関係法人の個別部分課税対象金額に対応するものとして政令で定めるところにより計算した金額に相当する金額又は当該外国関係法人の個別金融関係法人部分課税対象金額に対応するものとして政令で定めるところにより計算した金額に相当する金額（第六項において「個別控除対象所得税額等相当額」という。）は、当該連結法人の政令で定める連結事業年度の連結所得に対する法人税の額（この項及び法人税法第八十一条の十四から第八十一条の十七までの規定を適用しないで計算した場合の法人税の額とし、附帯税の額を除く。）から控除する。

5　前項の規定は、連結確定申告書等、修正申告書又は更正請求書に同項の規定による控除の対象となる所得税等の額、控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した書類の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、同項の規定により控除される金額の計算の基礎となる所得税等の額は、当該書類に当該所得税等の額として記載された金額を限度とする。

6　特殊関係株主等である連結法人が、前条第一項の規定の適用に係る外国関係法人の個別課税対象金額に相当する金額につき同項の規定の適用を受ける場合、同条第六項の規定の適用に係る外国関係法人の個別部分課税対象金額に相当する金額につき同項の規定の適用を受ける場合又は同条第八項の規定の適用に係る外国関係法人の個別金融関係法人部分課税対象金額に相当する金額につき同項の規定の適用を受ける場合において、第四項の規定の適用を受けるときは、当該連結法人に係る外国関係法人に係る個別控除対象所得税額等相当額は、当該連結法人の政令で定める連結事業年度の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

7　第四項の規定の適用がある場合における法人税法第二編第一章の二及び地方法人税法の規定の適用については、法人税法第八十一条の十三第二項中「第八十一条の十七まで（税額控除）」とあるのは「第八十一条の十七まで（税額控除）又は租税特別措置法第六十八条の九十三の三第四項（特殊関係株主等である連結法人に係る外国関係法人に係る所得の課税の特例）」と、同法第八十一条の十七中「この款」とあるのは「この款及び租税特別措置法第六十八条の九十三の三第四項（特殊関係株主等である連結法人に係る外国関係法人に係る所得の課税の特例）」と、「まず前条」とあるのは「まず同項の規定による控除をし、次に前条」と、同法第八十一条の十八第一項中「までに掲げる金額」とあるのは「までに掲げる金額及び租税特別措置法第六十八条の九十三の三第四項（特殊関係株主等である連結法人に係る外国関係法人に係る所得の課税の特例）の規定により控除される金額のうち各連結法人に帰せられるものとして政令で定める金額」と、同法第八十一条の二十第一項第二号中「の規定」とあるのは「及び租税特別措置法第六十八条の九十三の三第四項（特殊関係株主等である連結法人に係る外国関係法人に係る所得の課税の特例）の規定」と、同法第八十一条の二十二第一項第二号中「前節（税額の計算）」とあるのは「前節（税額の計算）及び租税特別措置法第六十八条の九十三の三第四項（特殊関係株主等である連結法人に係る外国関係法人に係る所得の課税の特例）」と、地方法人税法第十五条第一項中「第三号に掲げる金額」とあるのは「第三号に掲げる金額並びに租税特別措置法第六十八条の九十三の三第四項の規定により控除される金額のうち連結親法人又は各連結子法人に帰せられるものとして政令で定める金額の百分の十・三に相当する金額」と、「（同法）」とあるのは「（法人税法）」とする。

第六十八条の九十三の四第四項各号中「又は個別部分課税対象金額」を「、個別部分課税対象金額又は個別金融関係法人部分課税対象金額」に、「又は第四項」を「、第六項又は第八項」に改め、同条第十項第一号中「若しくは第四項」を「、第六項若しくは第八項」に改め、同項第二号イ及びロ中「又は個別部分課税対象金額」を「、個別部分課税対象金額又は個別金融関係法人部分課税対象金額」に、「又は第四項」を「、第六項又は第八項」に改め、同条第十三項中「損金算入」を「限る。」に、「特定外国法人から受ける剰余金の配当等の益金不算入等」を「特殊関係株主等である連結法人に係る外国関係法人に係る所得の課税の特例」に改め、同条第十四項中「特定外国法人から受ける剰余金の配当等の益金不算入等」を「特殊関係株主等である連結法人に係る外国関係法人に係る所得の課税の特例」に改める。

第六十八条の九十八の見出しを「（中小連結法人の欠損金等以外の欠損金の繰戻しによる還付の不適用）」に改め、同条第一項ただし書中「同条第三項」を「同条第四項」に改め、「連結欠損金額」の下に「、同条第五項に規定する災害損失欠損金額（次項において「災害損失欠損金額」という。）及び設備廃棄等欠損金額」を加え、同条第二項中「前項」の下に「に定めるもののほか、第一項ただし書に規定する設備廃棄等欠損金額がある場合における法人税法第八十一条の九第六項に規定する連結欠損金個別帰属額の計算及び同法第八十一条の三十一の規定の適用その他第一項」を加え、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2　前項ただし書に規定する設備廃棄等欠損金額とは、連結親法人（同項各号に掲げるものを除く。）又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、農業競争力強化支援法第十九条第一項に規定する認定事業再編事業者（同法第二条第五項に規定する事業再編の実施と併せて施設の撤去又は設備の廃棄を行う場合の当該施設又は設備（以下この項において「対象設備」という。）が記載された同法第十八条第一項に規定する事業再編計画（以下この項において「特定事業再編計画」という。）について同条第一項の認定を受けたものに限る。）であるものの同法の施行の日から平成三十年三月三十一日までの間に終了する連結事業年度において生じた連結欠損金額のうち、当該連結親法人又はその連結子法人（第六十八条の三十四並びに同条の規定に係る第六十八条の四十第一項及び第四項並びに第六十八条の四十一第一項から第三項まで、第十一項及び第十二項の規定の適用を受ける連結事業年度における当該適用に係る連結法人を除く。）が、その有する国内にある減価償却資産でその事業再編促進対象事業（同法第二条第七項に規定する事業再編促進対象事業をいう。）の用に供されていたものにつき、当該連結事業年度において当該認定に係る特定事業再編計画（同法第十九条第一項の規定による変更の認定があつた場合には、その変更後のもの）に基づく設備廃棄等（当該特定事業再編計画に記載された対象設備について同法第二条第五項に規定する事業再編の実施と併せて行われる撤去又は廃棄をいう。）を行つた場合の当該設備廃棄等を行つたことにより生じた損失の額として政令で定める金額に達するまでの金額（当該金額が当該連結事業年度において生じた連結欠損金額のうち当該連結親法人又はその連結子法人に帰せられる金額（法人税法第八十一条の三十一第五項において準用する同条第一項の規定により還付を受ける金額の計算の基礎とする災害損失欠損金額のうち当該連結親法人又はその連結子法人に帰せられる金額として政令で定めるところにより計算した金額を除く。）を超える場合には、その超える部分の金額を控除した金額）をいう。

3　第一項ただし書に規定する設備廃棄等欠損金額について法人税法第八十一条の三十一第一項の規定を適用する場合には、当該設備廃棄等欠損金額が生じた同項に規定する欠損連結事業年度の連結欠損金額のうち当該設備廃棄等欠損金額を超える部分の金額は、ないものとする。

第六十八条の百一第一項中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に改める。

第六十八条の百二の二第一項中「第六十八条の九第二項に規定する中小連結親法人又は当該中小連結親法人」を「連結親法人（第六十八条の九第八項第五号に規定する中小連結法人又は第四十二条の四第八項第七号に規定する農業協同組合等に限る。）又は当該連結親法人」に改める。

第六十八条の百二の三第一項中「第六十八条の九第六項第四号」を「第六十八条の九第八項第五号」に改める。